第

3 5 4 5

뭉

ダァスクラ

1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2008年)平成20年 6月 26日 木曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel: 06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

小規模宅地等の選択替え

(公:私は、相続税の申告で小規模宅地の減 額特例の選択を誤り、税金を多く払ってしま いましたので、選択替えをして税額を安くし たいと思っています。選択替えをして申告し 直すことはできますか?

A:税法の規定にしたがってなされた選択 であれば、申告し直すことはできません。

【解説】

小規模宅地等の減額特例とは、残された相 続人の生活基盤を保護するという観点から、 一定の宅地について、50%又は80%の減額評価 が認められている特例ですが、その小規模宅 地の減額特例の適用対象とした宅地等の変更 が認められるかどうかは、国税通則法におい て、「課税標準等又は税額等の計算が国税に 関する法律の規定に従っていなかったこと又 は計算に誤りがあったことにより税額を過大 に申告した場合に限り、更正の請求(税金の還 付をしてもらう申告)ができる」とされている ことから、次のように取り扱われることとな ります。

- ① 当初の申告において選択した宅地等が、小 規模宅地等の減額特例の要件を満たして おり、税額等の計算も間違っていない場合 ・・更正の請求は認められない
- ② 当初の申告において選択した宅地等の区 分が間違っていたりして、小規模宅地の減 額特例の要件を欠いていた場合
 - ・・更正の請求は認められる







